

平成 27 年 7 月 16 日

## 道路運送法の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者より、運転者と非運転者によるグループが共同で賃借するレンタカー等を用いて運送する際に、このレンタカー費用等を運転者の負担が軽く、非運転者の負担が重くなるような費用分担を行った場合、道路運送法第2条第3項及び第78条に定める自動車の有償運送に該当するか否かについて照会がありました。

関係省庁が検討を行った結果、上記のような費用分担は、負担割合の差異について運送の対価性が生じると評価されるものであり、道路運送法第2条第3項及び第78条に定める自動車の有償運送に該当する旨の回答を行いました。

これにより、今回の照会における自動車の有償運送への該非については、対価性の有無に関する基準等に係る判断がなされました。

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります)。

(本発表資料のお問い合わせ先)  
経済産業省 商務情報政策局  
サービス政策課サービス産業室長 落合  
担当者: 山口、山田  
電 話: 03-3501-1511(内線 4021)  
03-3580-3922(直通)

経済産業省 製造産業局  
自動車課長 伊吹  
担当者: 添田、西田  
電 話: 03-3501-1511(内線 3831)  
03-3501-1690(直通)